

業務管理体制の届出について

- ① 業務管理体制の整備の基準
- ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出先
- ③ 業務管理体制整備の届出における事業所の考え方
- ④ 届出方法

青森市 福祉部 介護保険課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

業務管理体制の届出について

① 業務管理体制の整備の基準

介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられており、指定(又は許可)を受けている事業所数に応じ定められた事項を届出なければなりません。

業務管理体制の整備内容は以下のとおりです。

指定・許可を受けている事業所数 (注1)	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

(注)事業所数には、施設、介護サービス事業所と一体的に運営される介護予防サービス事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39)

業務管理体制の届出について

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者

届出先区分	届出先
指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事業所の所在地の都道府県知事

事業所等が1の都道府県内のみ所在する事業者

届出先区分	届出先
指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
地域密着サービスのみを行い、その全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
上記以外の事業者	都道府県知事

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定または許可を受けている事業所または施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

業務管理体制の届出について

③ 業務管理体制整備の届出における事業所の考え方

○事業所数の考え方

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は、それぞれ1事業所として数えます。

例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受ける場合、その事業所数は「2」と数えます。

○みなし指定の事業所

健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理体制整備の届出は不要です。

- ・みなし事業所のみ事業者は届出不要です。
- ・みなし事業所については、業務管理体制の整備においては事業所数に含めません。

届出不要のみなし指定事業所

法律	事業者	事業所(介護予防含む)
健康保険法	保険医療機関 (病院診療所)	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション、短期入所療養介護
健康保険法	保険薬局	居宅療養管理指導

○介護予防・日常生活支援総合事業を行っている事業所

- ・介護予防・日常生活支援総合事業のみ事業者は届出不要です。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業である第一号事業については、業務管理体制の整備における事業所としてその数に含めません。

届出における事業所数の考え方について確認してください。

業務管理体制の届出について

④ 届出方法

届出が必要となる事由	様式	提出期限
業務管理体制の整備に関して届け出る場合	様式第1号	遅滞なく
事業所等の指定や廃止等により、上記「2」の届出先が変更となる場合 ※この場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出てください。(例:市町村→県、県→地方厚生局への変更)	様式第1号	遅滞なく
届出事項に変更があった場合 次の場合は、変更の届出は必要ありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第2号	遅滞なく

～届出が必要となる場合～

- ・新規に業務管理体制を整備した場合
- ・届出事項に変更があった場合
- ・事業所の新規指定・廃止により届出事項や届出先が変更となる場合

業務管理体制の届出について

届出は業務管理体制の整備に関する届出システムからお願いします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

届出システムの操作マニュアルは上記サイトからダウンロードできます。

届出システムの操作に関する疑義が生じた場合、運用支援業者宛にメールでお問合せください。

アドレス：mhlw-laicomea@tsp-net.co.jp

青森市ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>産業・雇用>事業者のかたへ>健康・福祉>福祉・介護事業者>高齢福祉・介護サービス事業>申請・届出(高齢福祉・介護サービス事業)>業務管理体制の整備に関する届出

業務管理体制の整備に係る届出については、行政手続の簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年から運用が開始されています。